

大野市20歳のつどい協賛取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大野市20歳のつどいにおける協賛に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 対象事業者は、法人その他の団体及び事業を営む個人で、市内に本社、支社、営業所、店舗等を有し、市税等の滞納のない事業者とする。

(協賛の内容)

第3条 協賛内容は、次の各号により実施するものとする。

(1) お祝い品協賛

(協賛の範囲)

第4条 協賛内容の範囲は、その内容が市としての品位及びイメージを損なわないものとし、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1) 福井県及び大野市の法令又は条例若しくは規則に違反し、又は抵触するおそれのあるもの

(2) 公序良俗に反するおそれのあるもの

(3) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝その他これらに類するもの

(4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの

(5) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第2条第1項に規定する貸金業に該当するもの

(6) 市民に不利益を与えるおそれのあるもの

(7) 虚偽、誇大な表現その他の表示の方法が不適切なもの

(8) 広告の内容に関して市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの

(9) 情報の真偽及び出所が明確でないもの

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認めたもの

(協賛希望者の募集)

第5条 協賛希望者の募集は、市ホームページへの掲載その他の方法で行うこととする。

(協賛の申込)

第6条 協賛希望者は、大野市20歳のつどい協賛申込書(別記様式第1号)に、無償提供する品物案(現物は後日でも可能)を添付し、市長が指定する期間内に申し込むものとする。その際、市長は必要に応じて協賛希望者に関する資料を求めることができる。

(協賛の決定)

第7条 協賛は、第4条各号の規程に基づき20歳のつどい協賛審査会(以下「審査会」という。)においてその内容を審査し、決定する。

2 前項の規定により協賛の可否を決定したときは、その結果等について大野市20歳のつどい採用(不採用)決定通知書(別記様式第2号)により協賛希望者に通知するものとする。

(審査会)

第8条 審査会の委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

- (1) 地域経済部長
- (2) 産業政策課長
- (3) 教育委員会事務局長
- (4) 生涯学習・文化財保護課長
- (5) 前4号に掲げるもののほか、市長が適当と認める者

(協賛内容の承諾)

第9条 第7条第2項の規定により協賛の決定を受けた者(以下「協賛事業者」という。)は、協賛内容及び条件等を遵守する旨の承諾書(別記様式第3号)を市長に提出するものとする。

(提供品の納期限)

第10条 提供品は、掲載の決定後、市長が指定する期日までに一括して納付するものとする。ただし、市長が特別な理由があると認めたときは、この限りでない。

(協賛の取消)

第11条 第7条第1項の規定により協賛を決定した場合においても、次のいずれかに該当する場合は、協賛を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに提供品を納付しなかったとき。

(2) 協賛事業者が市の信用を失墜し、業務を妨害し、又は事務を停滞させるような行為を行ったとき。

(3) 協賛事業者が社会的信用を著しく損なうような不祥事を起こしたとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、市長が協賛を適当でないと認めるとき。

2 前項の規定による決定の取消しにより生じた協賛事業者の損害について、市長は一切の責任を負わないものとする。

(提供品の返還)

第12条 既納の提供品は、返還しない。ただし、協賛事業者の責めに帰さない理由により、納品ができなかったときは、既納の提供品を全て返還する。

(協賛事業者の責務)

第13条 協賛事業者は、協賛に関する全ての事項について、一切の責任を負うものとする。

2 協賛事業者は、第三者の権利の侵害、第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

3 協賛事業者は、協賛により第三者に損害を与えた場合は、協賛事業者の責任及び負担において解決しなければならない。

4 協賛事業者は、第7条第1項の規定により決定を受けた協賛の権利を譲渡してはならない。

(その他)

第14条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

年 月 日

年度大野市 20 歳のつどい協賛申込書

大野市長

様

住所（所在地）

法人名（名称）

代表者名

担当者名

連絡先

年度大野市 20 歳のつどい協賛取扱要領第 6 条の規定に基づき、次のとおり申し込みます。

1. 業種

2. 希望する広告の内容

協賛したい内容にチェック ☒ をつけてください。

☐ **お祝い品協賛** 20 歳のつどい対象者に対しお祝い品を提供し協賛します。

上記協賛の詳細内容やその他取り組みたい内容がありましたら、ご記入ください。

3. その他

申し込みにあたっては、大野市 20 歳のつどい協賛取扱要領に定める事項を承諾、遵守します。

別記様式第2号（第7条第2項関係）

第 号
年 月 日

様

大野市長

年度大野市20歳のつどい協賛採用（不採用）決定通知書

年 月 日付けで申し込みのあった協賛内容について、次のとおり採用（不採用）することに決定しましたので通知します。

記

1. 協賛方法

2. 採用（不採用）理由

3. 納入期限日

承諾書受領後別途通知

4. 承諾書提出期限日

年 月 日

5. 承諾書提出先

年 月 日

承 諾 書

大野市長 様

住所
法人名（名称）
代表者名
担当者名
連絡先

年度大野市20歳のつどい協賛取扱要領第7条の規定に基づき、次の内容について承諾します。

1. 協賛内容及び条件

2. その他

大野市20歳のつどい協賛取扱要領を遵守し、協賛に関する内容については、大野市の指示どおり対応します。